平成２１年（フ）第１１７６号
さいたま市西区大字指扇1058番地　イーストメゾンＢ102
債務者　久保　純一
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３８１号
埼玉県春日部市永沼513番地４
債務者　小原　貴史
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４６６号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2093番地、前住所埼玉県越谷市大字大竹560番地２
債務者　浅野　利一
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３４０号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木1190番地　ワコーレ神保原605号
債務者　難波　範男
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４１７号
埼玉県熊谷市末広１丁目８番地　ワイズユウラク熊谷パテラ204号
債務者　柳　　俊弘
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４２０号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢2519番地４
債務者　沢野由美子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１６０号
千葉県銚子市三崎町１丁目2147番地の５
債務者　加藤亜弥子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１７８号
神奈川県川崎市宮前区有馬６丁目６番10号3110サギヌマ503、申立時の住所千葉県東金市日吉台３丁目34番地４
債務者　田中　葉子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１８０号
千葉県山武郡大網白里町南今泉4881番地11
債務者　内山　幸乃
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１９１号
千葉県銚子市今宮町696番地の７
債務者　関根　正子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２０１号
千葉県山武市沖渡376番地16
債務者　鈴木　代子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２０３号
千葉県山武郡大網白里町季美の森２丁目15番地１
債務者　野崎　景子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第４２３号
川崎市麻生区片平１丁目９番５―108号
債務者　横山紀代子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４７２号
川崎市宮前区平２丁目20番９号　サンワールド平202
債務者　高橋　清見
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５０２号
川崎市宮前区馬絹1284番地230
債務者　渡瀬　龍晃
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５０３号
川崎市宮前区馬絹1284番地230
債務者　渡瀬真由美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５３４号
川崎市高津区千年新町45番地　市営住宅３―802
債務者　野崎　景子（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５４３号
川崎市中原区北谷町47番地
債務者　杉山　美帆
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係